

# 津波避難対策に関する実態調査

## 資料編

平成 29 年 5 月

中部管区行政評価局  
静岡行政評価事務所  
三重行政評価事務所

## 1 津波避難に備えた浸水想定の周知、避難方法の確立

### (1) 津波ハザードマップ等の配布による住民への効果的な周知

資料 1	津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 8 条〈抜粋〉	1
資料 2	津波ハザードマップの作成状況（南海トラフ地震による最大クラス（L2）の津波想定に基づくもの）	1
資料 3	津波ハザードマップの住民への周知方法（作成している 52 市町村の状況）	1
資料 4	津波ハザードマップの住民の認知状況の把握状況	2
資料 5	名古屋市が実施した市民アンケート（補足説明）	2
資料 6	三重県尾鷲市の取組例（補足説明）	4
資料 7	住民の認知状況を高めるための取組状況（調査結果報告書記載例以外）	4

### (2) 地域ごとの津波避難計画の策定及び津波避難方法の確立

資料 8	津波対策の推進に関する法律 第 9 条〈抜粋〉	5
資料 9	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条、第 42 条の 2〈抜粋〉	5
資料 10	「地区防災計画ガイドライン（概要）」（平成 26 年 3 月内閣府防災担当）〈抜粋〉	6
資料 11	「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成 25 年 3 月 消防庁国民保護・防災部防災課）第 3 章〈抜粋〉	6
資料 12	「市町村津波避難計画」（地域防災計画の改訂等によるものを含む。）の策定状況	6
資料 13	例外的に自動車により避難する避難方法等について規定している例（調査結果報告書記載例以外）	7
資料 14	地域における津波避難対策の取組に係る市町村の把握状況	8
資料 15	津波避難に関する地域ごとの取組例（調査結果報告書記載例以外）	8
資料 16	地域ごとの津波避難計画（地区防災計画を含む。）の策定状況	9
資料 17	地域ごとの津波避難計画の策定例（調査結果報告書記載例以外）	9

## 2 津波発生時の避難誘導対策の推進

### (1) 津波情報の住民への伝達のための防災行政無線等の整備の推進

資料 18	「気象庁防災業務計画」（平成 28 年 3 月気象庁）〈抜粋〉	10
資料 19	災害対策基本法 第 56 条〈抜粋〉	10
資料 20	「南海トラフ地震防災推進基本計画」（平成 26 年 3 月中央防災会議）〈抜粋〉	10
資料 21	「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」第 2 章 2.6〈抜粋〉	10
資料 22	住民に対する津波警報等の伝達手段の整備状況（各伝達手段を採用している市町村数）	11
資料 23	防災行政無線（子局）の整備市町村数及び子局の数が充足していない市町村数	11
資料 24	防災行政無線（子局）の難聴地域を把握している市町村における難聴対策の実施状況	11
資料 25	防災行政無線の子局と戸別受信機のいずれも未設置の 4 市町村における未設置の理由及びこれに代わる住民への津波情報の伝達手段	12
資料 26	海岸滞在者に対して視覚的な津波情報伝達手段を整備している例（補足説明）	12

### (2) 地域ごとの津波緊急避難場所の確保

資料 27	「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」第 2 章 2.3.3〈抜粋〉	13
資料 28	地域ごとの避難者数の想定及びこれに対応した津波緊急避難場所の確保状況	13
資料 29	地域ごとの避難者数の想定及びこれに対応した津波緊急避難場所の確保のための取組例	

(調査結果報告書記載例以外) . . . . .	14
資料 30 津波避難ビルを確保するための取組例 (調査結果報告書記載例以外) . . . . .	14
資料 31 津波緊急避難場所の指定状況 . . . . .	14

**(3) 津波避難に係る標識等の充実**

資料 32 「防災基本計画」(平成 29 年 4 月修正。中央防災会議) 第 4 編第 1 章第 3 節 2(1) <抜粋> . . . . .	15
資料 33 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」第 2 章 2.10 <抜粋> . . . . .	15
資料 34 津波避難場所標識の設置状況 (津波避難場所を指定している 47 市町村) . . . . .	16
資料 35 津波避難ビル標識の設置状況 (津波避難ビルを指定している 47 市町村) . . . . .	16
資料 36 現地調査結果 (津波避難ビル標識等の設置例) . . . . .	16
資料 37 津波避難情報標識の設置状況 (調査対象 67 市町村) . . . . .	18
資料 38 現地調査結果 [津波避難情報標識 (これに類する案内図等を含む。) の設置例] . . . . .	18
資料 39 避難誘導標識の設置状況 (津波緊急避難場所を指定している 60 市町村) . . . . .	20
資料 40 現地調査結果 (避難誘導標識の設置例) . . . . .	20

**3 夜間における津波避難対策の推進**

**(1) 津波避難標識の夜間対策**

資料 41 「防災基本計画」第 4 編第 1 章第 3 節 2(3) <抜粋> . . . . .	21
資料 42 津波避難標識を設置している市町村における、標識の夜間視認性確保対策の実施状況 . . . . .	21
資料 43 標識の夜間視認性確保対策の実施内容と対策実施箇所数 . . . . .	22

**(2) 津波緊急避難場所 (津波避難ビルを除く。) の夜間利用対策**

資料 44 津波緊急避難場所の夜間照明設備 (停電対策) の整備状況 . . . . .	23
資料 45 夜間照明対策 (停電対策) の実施例 (調査結果報告書記載例以外) . . . . .	23
資料 46 津波緊急避難場所のうち、出入口扉が設置されており、施錠されている施設の状況 . . . . .	24
資料 47 休日・夜間の解錠方法を決めている津波緊急避難場所を有する市町村における、地域住民への解錠方法の周知状況 . . . . .	24

**(3) 夜間等の津波避難訓練の実施**

資料 48 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」第 2 章 2.9 <抜粋> . . . . .	25
資料 49 訓練の内容別にみた津波避難訓練の実施状況 (平成 27 年度～28 年 11 月末) . . . . .	25

**4 避難行動要支援者に対する津波対策**

**(1) 在宅の避難行動要支援者の津波避難対策の推進**

資料 50 災害対策基本法 第 49 条の 10、第 49 条の 11 <抜粋> . . . . .	26
資料 51 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月 内閣府) 第 II 部 第 4、第 5 <抜粋> . . . . .	26
資料 52 避難行動要支援者名簿の作成状況 . . . . .	26
資料 53 平常時における避難支援等関係者への名簿情報の提供状況 . . . . .	27
資料 54 津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例 (津市条例第 31 号) の制定 (補足説明) 27	
資料 55 避難支援等関係者への名簿情報提供にあたり同意を得るための取組例 (調査結果報告書記載例以外) . . . . .	27

資料 56	個別計画の作成状況	27
資料 57	個別計画の策定にあたり具体的な支援方法を検討している取組例	28
資料 58	自治会全体で避難行動要支援者の避難支援等を実施する取組例（名古屋市）（補足説明）	28
資料 59	市町村主催による避難行動要支援者等を対象とした避難訓練の実施状況	28
資料 60	避難行動要支援者等を対象とした避難訓練の内容（避難訓練を実施している 29 市町村）	28
資料 61	避難行動要支援者等を対象とした避難訓練の実施例（静岡県吉田町）（補足説明）	29
資料 62	避難行動要支援者等を対象とした避難訓練の実施例（調査結果報告書記載例以外）	29

## (2) 社会福祉施設入居者の津波避難対策の推進

資料 63	調査対象 67 市町村の津波浸水想定区域内に所在する社会福祉施設の状況	30
資料 64	津波浸水想定区域内に所在する社会福祉施設の把握状況	30
資料 65	社会福祉施設と地域住民等の連携による避難支援の取組の実施状況	30
資料 66	社会福祉施設と地域住民等の連携による避難支援の取組例（調査結果報告書記載例以外）	30

1 津波避難に備えた浸水想定周知、避難方法の確立

(1) 津波ハザードマップ等の配布による住民への効果的な周知

資料1 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）第8条<抜粋>

（地域において想定される津波による被害についての周知等）

第8条 都道府県及び市町村は、地震防災対策特別措置法第14条第1項及び第2項の規定により津波により浸水する範囲及びその水深を住民に周知するに当たっては、第6条第1項の予測の結果を活用するとともに、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならない。（略）

資料2 津波ハザードマップの作成状況（南海トラフ地震による最大クラス（L2）の津波想定に基づくもの）

（単位：市町村、％）

県別 [市町村数]	作成	掲載情報の内容				未作成
		浸水想定 区 域	浸水深の 想 定	津波緊急 避難場所	津波到達 時間の想定	
愛知県 [27]	20 (74.1)	20 [100.0]	18 [90.0]	16 [80.0]	12 [60.0]	7 (25.9)
静岡県 [21]	18 (85.7)	18 [100.0]	18 [100.0]	17 [94.4]	12 [66.7]	3 (14.3)
三重県 [19]	14 (73.7)	14 [100.0]	14 [100.0]	14 [100.0]	11 [78.6]	5 (26.3)
計 [67]	52 (77.6)	52 [100.0]	50 [96.2]	47 [90.4]	35 [67.3]	15 (22.4)

(注) 1 当局所の調査結果による（平成28年11月末現在。以下同じ。）。

2 [ ] は、調査対象市町村数

3 ( ) は、調査対象市町村数に対する割合

4 [ ] は、作成市町村数に対する割合

5 静岡県内の未作成3市町のうち2市町は、相模トラフ地震想定による津波ハザードマップを作成

資料3 津波ハザードマップの住民への周知方法（作成している52市町村の状況）

（単位：市町村）

		愛知県 [20]	静岡県 [18]	三重県 [14]	計 [52]
周 知	① 市町村広報紙	14	11	10	35
	② 印刷物の配布	20	18	13	51
	③ 市町村ホームページ	20	16	13	49
	④ 住民説明会の開催	9	11	6	26
	⑤ 学校教育等の防災教育	9	13	11	33
未 周 知		0	0	0	0

(注) 1 [ ] は、南海トラフ地震による最大クラス（L2）の津波想定に基づくハザードマップを作成している市町村数

2 周知方法は、重複回答有

資料 4 津波ハザードマップの住民の認知状況の把握状況

(単位：市町村、%)

県 別	把握の有無	
	把握	未把握
愛知県 [20]	2 (10.0)	18 (90.0)
静岡県 [18]	0 (0.0)	18 (100.0)
三重県 [14]	6 (42.9)	8 (57.1)
計 [52]	8 (15.4)	44 (84.6)

(注) 1 [ ] は、南海トラフ地震による最大クラス (L2) の津波想定に基づくハザードマップを作成している市町村数

2 ( ) は、上記津波ハザードマップを作成している市町村数に対する割合

資料 5 名古屋市が実施した市政アンケート (補足説明)

平成 26 年度実施の「第 3 回市政アンケート」では、平成 26 年 2 月及び 3 月に同市が南海トラフ巨大地震の被害想定を公表したことから、市民の準備状況等を調査しており、その調査項目の一つとして、津波ハザードマップの認知状況等を把握

1 調査期間

平成 26 年 9 月 30 日～10 月 14 日

2 調査対象・人数

市内に居住する満 20 歳以上の市民 2,000 人 (外国人を含む。)

※ 住民基本台帳をフレームとする無作為抽出

3 調査方法

郵送

※ 有効回答数 975 人、有効回答率 48.8%

4 調査結果 <抜粋>

② 震災に対する備えについて

近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、本市は平成 26 年 2 月及び 3 月に南海トラフ巨大地震の被害想定を公表いたしました。南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市においても甚大な被害が発生すると予想されていることから、その対策が急がれています。このような大きな地震はいつ起こるかわからないため、平常時からの備えが大切です。そこで、南海トラフ巨大地震をはじめとした大きな地震の発生に対する市民の皆さまの準備の状況などをおたずねし、今後の震災対策の参考とさせていただきます。

※各図表の「N」は、回答者総数を表しています。

(略)

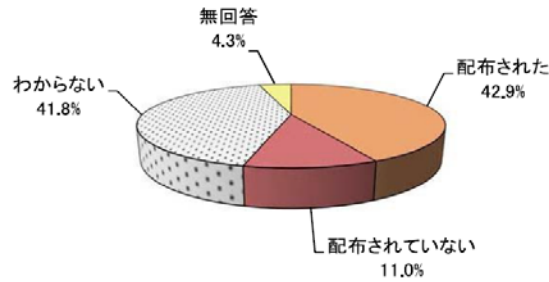
名古屋市では、昨年度南海トラフ巨大地震の被害想定を公表し、その結果を市民の皆さまにお知らせするとともに、日頃からの防災対策に役立てていただくため、地震と津波のハザードマップを作成し、3 月下旬に地震ハザードマップは市内の全戸に、津波ハザードマップは津波の浸水が予想される学区の全戸に配布いたしました。

(略)

《すべての方におたずねします。》

問 18 あなたの家庭に「あなたの街の津波ハザードマップ」は配布されましたか。  
(○は1つだけ)

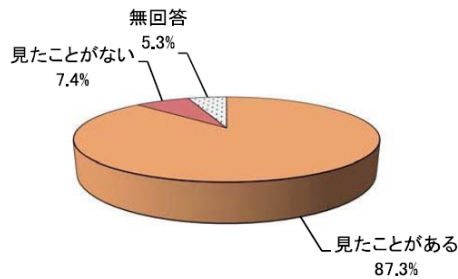
N = 975



《問 18 で 1 と答えた方（「配布された」と答えた方）におたずねします。》

問 19 「あなたの街の津波ハザードマップ」の内容をご覧になったことがありますか。  
(○は1つだけ)

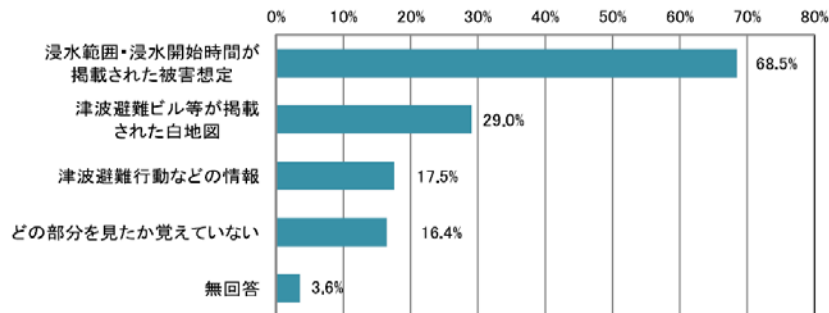
N = 418



《問 19 で 1 と答えた方（「見たことがある」と答えた方）におたずねします。》

問 20 あなたがご覧になった津波ハザードマップの内容はどの部分ですか。(○はいくつでも)

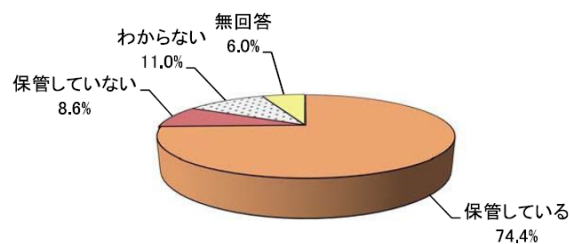
N = 365



《問 18 で 1 と答えた方（「配布された」と答えた方）におたずねします。》

問 21 あなたの家庭では津波ハザードマップを保管していますか。(○は1つだけ)

N = 418



資料 6 三重県尾鷲市の取組例（補足説明）

① 津波ハザードマップの更新について

- ・ 尾鷲市は平成 18 年 3 月に津波ハザードマップを作成して、その後、三重県が 26 年 3 月に理論上最大クラスの南海トラフ地震で予測される最大津波高による津波浸水予測図を公表したことから、27 年 3 月に新たな浸水予測に基づきハザードマップを更新している。なお、ハザードマップの作成に当たっては大学教授の助言を得ている。
- ・ 津波ハザードマップは、i) 浸水域、ii) 浸水深、iii) 到達時間の 3 種類のマップを提供しており、そのうち、到達時間マップは、地域別に浸水開始時間を色分け表示するとともに、住民がマップを確認することで、居住地や避難先の津波到達時間と移動に要する時間等を確認し、津波到達前の避難について検討できるよう工夫している。
- ・ また、ハザードマップに記載した津波避難場所に三段階の安全レベルを付している。安全レベルを付した理由について尾鷲市は、「津波避難場所は理論上最大クラスの南海トラフ地震で予測される最大津波高を想定して指定しているものの、地震・津波発生時には何が起こるか完全に予測することは難しいことから、避難時間に余裕のある避難者はより安全レベルの高い津波避難場所に避難してもらうためである。」としている。

② 海拔標示ポストの設置及び小学生によるペンキ塗装を通じた防災教育について

- ・ 尾鷲市は本取組を開始した経緯について、平成 27 年 3 月にハザードマップを更新したことに伴い、主要道路等に標高ポストを設置して路上にペンキ塗装を行い、街中をハザードマップ化することで、市民に新たなハザードマップの内容を理解してもらうためとしている。
- ・ また、近隣の小学校の生徒がペンキ塗装を行うことで防災教育に繋げ、ペンキの塗装が薄くなった場合には、繰り返し生徒が塗装を行っていくことにより継続して取組を実施していく予定であるとしている。
- ・ なお、本取組による標高ポストの設置か所数は約 100 か所である。

資料 7 住民の認知状況を高めるための取組状況（調査結果報告書記載例以外）

県 別	市町村名	取組内容
愛知県	田原市	「防災・減災お役立ちガイド」の各戸配布
静岡県	焼津市	住民からの要望による防災出前講座の中で説明
	沼津市	ハザードマップの情報を拡大した「津波避難施設案内図」を、公民館や観光地等、地域住民や観光客の目にとまりやすい場所の屋外に設置
	下田市	最寄りの避難場所や避難所などをスマートフォンで確認できる「下田市津波ハザードマップアプリ」を配信
三重県	鳥羽市	My まっぷラン（個人の津波避難地図）の作成



(2) 地域ごとの津波避難計画の策定及び津波避難方法の確立

資料 8 津波対策の推進に関する法律 第 9 条<抜粋>

(津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置)

- 第 9 条 国及び地方公共団体は、津波に関する予報又は警報及び避難の勧告又は指示が的確かつ迅速に伝達され、できる限り多くの者が、迅速かつ円滑に避難することができるようにするために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。
- 3 第一項の措置を講ずる場合及び前項の計画を定める場合には、高齢者、障害者、乳幼児、旅行者、日本語を理解できない者その他避難について特に配慮を要する者の津波からの避難について留意しなければならない。(略)

資料 9 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条、第 42 条の 2<抜粋>

第 3 章 防災計画

(略)

(市町村地域防災計画)

第 42 条

(略)

- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

(略)

第 42 条の 2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

資料 10 「地区防災計画ガイドライン（概要）」（平成 26 年 3 月内閣府防災担当）〈抜粋〉

地区防災計画とは

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

資料 11 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成 25 年 3 月 消防庁国民保護・防災部防災課）第 3 章〈抜粋〉

第 3 章 地域ごとの津波避難計画策定マニュアル

津波避難のあり方は、地域の状況によって異なってくる。地域における津波避難計画を策定するにあたっては、その地域の情報を最も把握している住民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていくことが必要となる。例えば、過去の津波でどのあたりまで浸水したのか、あるいは津波浸水想定ではどこが危険な区域で、どのように安全な避難先へ避難するのかなど、行政や防災の専門家のみならず、住民の参加を得て計画づくりを進めることで、より実効性の高い計画を策定することができる。

資料 12 「市町村津波避難計画」（地域防災計画の改訂等によるものを含む。）の策定状況

（単位：市町村、％）

県別 [市町村数]	津波避難計画を策定	うち、津波からの避難に例外的に自動車を利用する場合等について規定		未策定
		うち、単体による市町村津波避難計画を策定		
愛知県 [27]	18 (66.7)	12 [66.7]	7 [38.9]	9 (33.3)
静岡県 [21]	19 (90.5)	16 [84.2]	7 [36.8]	2 (9.5)
三重県 [19]	16 (84.2)	9 [56.3]	11 [68.8]	3 (15.8)
計 [67]	53 (79.1)	37 [69.8]	25 [47.2]	14 (20.9)

（注） 1 [ ] は、調査対象市町村数

2 ( ) は、調査対象市町村数に対する割合

3 [ ] は、津波避難計画を策定している市町村数に対する割合

資料 13 例外的に自動車により避難する避難方法等について規定している例（調査結果報告書記載例以外）

県 別	市町村名	例外的取扱いの規定内容等
愛知県	南知多町	<p>「南知多町津波避難計画」（平成 27 年 9 月）では、「徒歩による避難を原則とするものの、津波一次避難場所までの距離が長くなる地域や高齢者や身体障がい者などの存在を踏まえると、自動車を用いざるを得ない状況も考えられます。ただし、無秩序な自動車避難を認めるものではなく、地域において一定の利用条件やルールを定めた上で、適切な避難行動を促す必要があります。」としている。</p> <p>〈町の説明〉</p> <p>今後、地域の自主防災組織や社会福祉施設等と話し合い、地域の実情に応じた利用条件・方法についてルール化していく。</p>
三重県	鳥羽市	<p>「鳥羽市地域防災計画－地震・津波対策編－」では「避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについて、津波避難計画等で地域の合意形成がなされている場合は、自家用車等で避難を行う。」としている。</p> <p>〈市の説明〉</p> <p>平成 18 年度から実施している出前と一く（市民からの要望に応じて市政全般について市が講演等を行う取組。平成 27 年度は、防災をテーマとした出前と一くを約 25 回開催）等の場で上記内容について周知している。</p>
	尾鷲市	<p>「尾鷲市津波避難計画」では、「原則として徒歩で避難する。ただし、高齢者等の徒歩での避難が困難な場合や緊急を要する場合、自動車、オートバイ又は、車両の乗り合わせ等により避難も可能とする。」としている。</p> <p>〈市の説明〉</p> <p>平成 22 年度から住民主導型避難体制確立事業（住民が主体となり、地域の避難ルールや防災体制を確立していく取組）を実施しており、その中で、隣近所と一緒に避難するグループを決めることで地域における避難要支援者の対応をする取組を実施しており、徒歩以外の手段による避難の必要性においても地域で検討されている。</p> <p>なお、同事業は津波浸水のおそれがある 12 地区のうち 6 地区で実施されており、今後も取組を進めて行く予定である。</p>

資料 14 地域における津波避難対策の取組に係る市町村の把握状況

(単位：市町村、%)

県 別 [市町村数]	把握の有無	
	把握	未把握
愛知県 [27]	4 (14.8)	23 (85.2)
静岡県 [21]	8 (38.1)	13 (61.9)
三重県 [19]	9 (47.4)	10 (52.6)
計 [67]	21 (31.3)	46 (68.7)

(注) 1 [ ] は、調査対象市町村数

2 ( ) は、調査対象市町村数に対する割合

資料 15 津波避難に関する地域ごとの取組例 (調査結果報告書記載例以外)

県 別	市町村名	取組概要
愛知県	名古屋市	<p>【震災避難行動マップの作成・配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度以降、地域住民が、地域ごとの特性に応じた災害時の行動や、日頃の備え等話し合い、「地域避難行動計画」を策定することを支援しており、この取組の成果物として作成した避難行動マップ等を当該地域の住民に周知(28 年度末現在、津波による浸水が想定される区では、21 か所で実施)</li> <li>名古屋市は、今後も取組を他地区に普及するとともに、この取組から地区防災計画の策定に繋げることができれば、より効果的であるとしている。</li> </ul>
静岡県	沼津市	<p>【大学教授と連携し、各地区でワークショップを開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度から、市役所職員が大学教授(防災専門)と各地区に出向き、ワークショップを開催</li> <li>地域住民自らが地震・津波からどのように避難するのか、その方法や避難場所、避難経路等の情報及び課題、課題への対応策等の意見を出し合って共有し、地域ルールとして取りまとめ</li> <li>例えば、市内の 1 地区の住民から出た課題は、①津波から身の安全を守るような高い建物がない、②海から離れるよりも海に近い土地の方が標高が高く、海方向に避難するという特殊な地形である、③道路が狭いなど。これに対し、住民は、津波避難路や津波避難タワーを新たに整備することが一つの対応策として提示</li> <li>現在までに 7 地区で実施しており、平成 29 度中に残り 5 地区をまわることで、すべての地区でワークショップを終える予定</li> </ul>
三重県	鳥羽市	<p>【津波避難場所に防災倉庫を建設】</p> <p>町内会が市の補助を受け、津波避難場所に、食料・資機材等を保管する防災倉庫を建設</p>
	熊野市	<p>【地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民 40 人がマニュアルの作成員となり、市、県、大学等と連携して避難所運営訓練も含めて 9 回程度のワークショップを開催</li> <li>基本方針                     <ol style="list-style-type: none"> <li>避難所は町民による開設・運営を目指す。</li> <li>避難所は地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう在宅避難者にも配慮した拠点づくりに取り組む。</li> <li>要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組む。</li> </ol> </li> </ul>

資料 16 地域ごとの津波避難計画（地区防災計画を含む。）の策定状況

（単位：市町村、％）

区 分	愛知県 [27]	静岡県 [21]	三重県 [19]	計 [67]
策 定	2 [0] ( 7.4)	1 [0] ( 4.8)	5 [1] (26.3)	8 [1] (11.9)
全地域で策定済	2 ( 7.4)	0 ( 0.0)	1 ( 5.3)	3 ( 4.5)
一部地域で策定済	0 [0] ( 0.0)	1 [0] ( 4.8)	4 [1] (21.1)	5 [1] ( 7.5)
策 定 中	2 [2] ( 7.4)	2 [1] ( 9.5)	0 [0] ( 0.0)	4 [3] ( 6.0)
未 策 定	23 (85.2)	18 (85.7)	14 (73.7)	55 (82.1)

（注）1 地域ごとの津波避難計画には、「地区防災計画」のうち津波災害を想定したものを含む。

〔 〕は、「地区防災計画」の内数

2 [ ]は、調査対象市町村数

3 ( )は、調査対象市町村数に対する割合

資料 17 地域ごとの津波避難計画の策定例（調査結果報告書記載例以外）

県 別	市町村名	取組内容
愛知県	田原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 23 年 11 月、市内で津波による浸水のおそれがある 74 地区において、地域の自主防災会が主体となり、地域ごとの津波避難計画を「地区地震・津波避難マップ」として作成。各戸配布することにより、地区住民に周知</li> <li>・ 同マップには、浸水想定区域や一時避難場所（海拔の高い場所）等の位置、発災時の避難の方法や一時避難場所までの避難ルート及び一時避難場所から指定緊急避難場所までの避難ルート等を記載。同市は、地域のことは地域住民が一番よく知っているため、地域ごとに最適な避難ルートが設定されているとしている。</li> <li>・ 掲載内容は、毎年 4 月に地域に確認を依頼し、要望があれば見直しを行う。</li> </ul>
三重県	熊野市	<p>三重県のモデル地区として、大学准教授をアドバイザーに「住民一人ひとりの津波避難計画」をワークショップや避難訓練を通じて作成し、それをまとめて地域全体の津波避難計画づくりにつなげていく取組を推進 （市内対象 14 地区のうち、9 地区で策定済）</p> <p><b>【策定の経緯】</b> 市内には津波到達時間が短く迅速な避難が必要な地区があることから、三重県のモデル事業の活用により、当該地区の津波避難対策を推進することとした。</p> <p><b>【計画の策定方法】</b> 地域ごとに 4 回程度のワークショップを開催しており、それらのワークショップで取り上げられた情報や要望を市が取りまとめて津波避難計画の素案を作成し、素案を地域で検討、避難訓練等で実効性を検証してフォローアップを実施</p> <p><b>【計画の策定による効果】</b> My まっぷランの作成による津波避難計画づくりを推進することで、地区の住民の意識を高めること等に役立った。</p> <p><b>【計画策定の隘路等】</b> 同市は、地区ごとの津波避難計画の作成に当たっては、住民の合意形成に時間がかかることや市の職員数の限界もあることから、1 年間に 2 地区程度での作成を目処に、津波到達時間が短い地域等を優先して作成を進めているとしている。</p>

## 2 津波発生時の避難誘導対策の推進

### (1) 津波情報の住民への伝達のための防災行政無線等の整備の推進

#### 資料 18 「気象庁防災業務計画」(平成 28 年 3 月気象庁) <抜粋>

##### 第 2 編 気象庁における防災業務体制

##### 第 1 章 災害に備えての措置

##### 第 6 節 防災に関する調査・研究及び情報の内容・提供手法等の改善

##### 2 情報の内容・提供手法等の改善

- (2) 気象庁は、防災関係省庁、地方公共団体等の防災機関、報道機関等とあらかじめ協議の上、高齢者、障害者、外国人などの災害時要配慮者や一時滞在者等に十分配慮した防災気象情報の提供に努めるものとする。

#### 資料 19 災害対策基本法 第 56 条 <抜粋>

##### (市町村長の警報の伝達及び警告)

第 56 条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。(略)

#### 資料 20 「南海トラフ地震防災推進基本計画」(平成 26 年 3 月中央防災会議) <抜粋>

##### 第 3 章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

##### 第 2 節 津波対策

##### 2 安全で確実な避難の確保

##### ③ 防災行政無線(同報系)等の多様な防災情報伝達手段の整備【消防庁】

(略)

- ・ 防災行政無線(同報系)の整備率 100% (推進地域の全市町村) を目指す。(平成 25 年 3 月 87% (推進地域の全市町村))

#### 資料 21 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」第 2 章の 2.6 <抜粋>

##### 第 2 章 市町村における津波避難計画策定指針

##### 2.6 津波情報等の収集・伝達

##### 1 津波情報等の収集・伝達

##### (1) 大津波警報・津波警報、津波注意報の早期収集

(略)

難聴地域がないように計画的な情報システムの整備に努めるとともに、難聴地域となる地域の把握及び当該地域への情報伝達手段について検討する。

##### 2 津波情報等の伝達

大津波警報・津波警報、津波注意報や避難指示等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するための伝達系統及び伝達方法を定めるにあたっては、次の点に留意する必要がある。

(略)

- (3) 住民等への情報伝達においては、同報無線による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機等の計画的整備を図ること。
- (4) 同報無線のみの情報伝達に頼ることなく、緊急速報メール、コミュニティ FM、アマチュア無線、有線放送等の既存の伝達媒体等を用いることにより、伝達手段の多様化を確保すること。
- (5) 海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立すること。特に、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に取り組む必要がある。

資料 22 住民に対する津波警報等の伝達手段の整備状況（各伝達手段を採用している市町村数）

（単位：市町村、％）

伝達手段 \ 県別	愛知県 [27]	静岡県 [21]	三重県 [19]	計 [67]
防災行政無線（子局）	23（85.2）	21（100.0）	19（100.0）	63（94.0）
防災行政無線（戸別受信機）	13（48.1）	20（95.2）	17（89.5）	50（74.6）
コミュニティFM放送	11（40.7）	8（38.1）	2（10.5）	21（31.3）
緊急速報メール	27（100.0）	21（100.0）	19（100.0）	67（100.0）
ケーブルテレビ	19（70.4）	4（19.0）	8（42.1）	31（46.3）
IP告知	3（11.1）	1（4.8）	1（5.3）	5（7.5）
登録制メール	23（85.2）	19（90.5）	13（68.4）	55（82.1）
広報車	24（88.9）	18（85.7）	12（63.2）	54（80.6）
防災ラジオ	9（33.3）	6（28.6）	1（5.3）	16（23.9）

（注）1 伝達手段は、消防庁の「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」が示している「地方公共団体における住民に対する主な情報伝達手段」による。

2 子局とは、屋外拡声器のことである（以下同じ。）。

3 [ ] は、調査対象市町村数

4 ( ) 内は、調査対象市町村数に対する割合

資料 23 防災行政無線（子局）の整備市町村数及び子局の数が充足していない市町村数

（単位：市町村、％）

区分 \ 県別	愛知県	静岡県	三重県	計
子局の整備市町村数(資料 22 再掲)	23（100.0）	21（100.0）	19（100.0）	63（100.0）
子局の数の充足状況	充足している	13（56.5）	15（71.4）	43（68.3）
	充足していない	10（43.5）	6（28.6）	20（31.7）

（注）1 子局の充足状況は、市町村の回答による。

2 ( ) 内は、子局の整備市町村数に対する割合

資料 24 防災行政無線（子局）の難聴地域を把握している市町村における難聴対策の実施状況

（単位：局、台）

難聴地域対策の有無	難聴対策の実施内容又は未実施理由	市町	子局の数	戸別受信機整備数	備考
有	子局の更新及び増設	A a 市	177	16	主要駅西側の一部建物の高層化に伴い難聴地域発生
		B h 市	193	1,800	—
	専用アンテナ設置	A i 町	61	81	—
		A t 市	25	0	—
		B o 市	144	7,455	—
	戸別受信機配布	A w 市	210	20,000	—
		A y 市	192	10,911	—
		B p 町	70	262	—
		C j 市	287	149	子局の設置場所なし
	防災ラジオ配布	C k 市	97	245	専用アンテナ設置が必要であるが、費用対効果の問題あり
A A 市		251	188	住宅地はほぼ網羅しているが、農地に難聴地域がある	
衛星携帯電話配布	B a 市	629	1,423	—	
無	子局増設検討中	C h 市	376	(不明)	平成 29 年度増設予定
		A s 市	11	0	—
	子局の増設費用の捻出困難	A g 町	48	0	住宅事情の変化で難聴地域発生
		A q 町	13	7,737	—
		B d 市	134	1,179	—
		B e 市	147	2,000	—
難聴地域の調査を検討中	C i 町	29	6,200	難聴の苦情がある地域の範囲や程度が不明	

（注）資料 23 の「充足していない」20 市町村のうち、その理由が「難聴地域がある」となっており、かつ、その難聴地域を把握している 19 市町における難聴対策の実施状況を作成した。

資料 25 防災行政無線の子局と戸別受信機のいずれも未設置の 4 市町村における未設置の理由及びこれに代わる住民への津波情報の伝達手段

市町村	防災行政無線未設置の理由	防災行政無線に代わる住民への津波情報の伝達手段	
		直近の地域防災計画上の記載内容	今回の当局調査に対する回答
愛知県 A b 市	・ 財政負担大	・ 広報車等 ・ 今後、 <u>同報系無線の検討</u> など、情報伝達体制の強化を図っていく。	・ コミュニティ FM 放送 ・ 緊急速報メール ・ ケーブルテレビ ・ 登録制メール ・ 広報車 (今後、防災ラジオも予定。)
愛知県 A e 市	・ 財政負担大 ・ 子局設置の用地確保困難	(記載なし)	・ コミュニティ FM 放送 ・ 緊急速報メール ・ ケーブルテレビ ・ 登録制メール ・ 広報車
愛知県 A k 市	・ 同市行財政再生プラン(平成 23～27 年度)において、防災行政無線の整備よりも、病院整備等の事業を優先的に実施したため。 ・ ただし、平成 29 年度から沿岸部を中心に子局を順次整備し、30 年度から運用を開始する予定	・ <u>防災行政無線(同報系無線)</u> 、サイレン等 様々 な手段	・ 緊急速報メール ・ ケーブルテレビ ・ 広報車
愛知県 A u 市	・ 財政負担大	(記載なし)	・ コミュニティ FM 放送 ・ 緊急速報メール ・ 登録制メール ・ 防災ラジオ (11,160 戸に有償配布)

資料 26 海岸滞在者に対して視覚的な津波情報伝達手段を整備している例(補足説明)

- ・ 結果報告書に記載した、愛知県の津波防災システムによる電光掲示板等を利用した海水浴客等への津波情報伝達の取組例(愛知県南知多町)のほか、以下の 6 市町村において、海岸滞在者に対し、電光掲示板又は赤色回転灯付き子局等、視覚的に伝達できる手段を整備  
⇒ 愛知県豊橋市・田原市・蒲郡市、静岡県浜松市・掛川市、三重県志摩市



(2) 地域ごとの津波緊急避難場所の確保

資料 27 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」第2章の2.3.3 <抜粋>

第2章 市町村における津波避難計画策定指針

2.3.3 緊急避難場所等、避難路等の指定・設定

市町村長および住民等は、住民等一人ひとりが緊急避難場所、避難路、避難の方法等を把握し津波避難を円滑に行うために、緊急避難場所等を指定・設定するとともに、指定・設定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

1 緊急避難場所等（避難目標地点を含む）、津波避難ビルの指定・設定

(1) 緊急避難場所等の指定・設定

ア 市町村長は、緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、緊急避難場所に指定するよう努める。

緊急避難場所の 安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として避難対象地域から外れていること。</li> <li>・原則としてオープンスペース、又は耐震性が確保されている建物を指定する（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定することが望ましい。）。</li> <li>・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険か所がないこと。</li> <li>・予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。</li> <li>・原則として、緊急避難場所表示があり、入口等が明確であること。</li> </ul>
緊急避難場所の 機能性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者1人当たり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい）。</li> <li>・夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていることが望ましい。</li> <li>・一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。</li> </ul>

緊急避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、積極的に緊急避難場所を指定・設定する必要がある。

（略）

イ 住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

(2) 津波避難ビルの指定

市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに指定する。

資料 28 地域ごとの避難者数の想定及びこれに対応した津波緊急避難場所の確保状況

（単位：市町村、％）

県別 [市町村数]	想定している市町村数	想定した避難者数に見合う津波緊急避難場所の確保状況		想定していない市町村数
		確保	未確保	
		愛知県 [27]	12 (44.4)	
静岡県 [21]	11 (52.4)	9 (42.9)	2 (9.5)	10 (47.6)
三重県 [19]	13 (68.4)	11 (57.9)	2 (10.5)	6 (31.6)
計 [67]	36 (53.7)	28 (41.8)	8 (11.9)	31 (46.3)

(注) 1 [ ] は、調査対象市町村数

2 ( ) は、調査対象市町村数に対する割合

資料 29 地域ごとの避難者数の想定及びこれに対応した津波緊急避難場所の確保のための取組例  
(調査結果報告書記載例以外)

県別	市町村名	取組状況
静岡県	牧之原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牧之原市津波避難計画では、津波想定浸水区域人口 (20,820 人) のうち、徒歩で津波浸水区域外へ避難することができる地域の人口 (9,888 人) を除く地域を津波避難困難地域としている。津波避難困難地域人口 : 10,932 人</li> <li>・ 市では、津波避難困難人口を避難路系人口とタワー系人口に分け、避難路系人口については市内 20 か所に津波避難地を整備し 4,262 人を收容する予定</li> <li>・ また、タワー系避難困難人口については、平成 29 年度末までにタワー 9 か所を含む計 12 か所の避難設備の整備を予定。收容人数 6,460 人を予定</li> <li>・ 同市の津波避難計画では、現在整備中の各施設の收容人数が記載されていないが、既に整備済みの施設と合計した場合の收容人数は 14,611 人であり、津波避難計画に定める津波避難困難地域人口 10,932 人を充足する予定</li> <li>・ 市では、上記の市が整備した避難施設のほか、地域が独自に整備した避難場所があることから收容人数が不足することはないとしている。</li> </ul>
三重県	尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波避難対象地区の人口 15,490 人に対し、津波避難場所の收容可能人数は 71,669 人 (内訳は、津波避難場所 27,006 人、收容避難所 43,978 人、津波避難ビル 685 人) であり、津波避難対象地区の人口の 4 倍以上の收容可能人数を確保</li> <li>・ しかし、同市内には津波到達予測時間等から算出した避難可能距離の範囲内に津波避難場所等がない地域 (津波浸水想定地区の 12 地区を更に細かくした 53 地域のうち 16 地域の 4,158 人) があり、当該地域を避難困難地域に設定</li> <li>・ 同市は、16 地域のうち 10 地域については概ね対策が完了し、残りの 6 地域についても現在地域の住民と対策を検討中であり、新たな津波避難ビルの指定等によって津波避難場所等を確保する予定であるとしている。</li> </ul>

資料 30 津波避難ビルを確保するための取組例 (調査結果報告書記載事例以外)

県別	市町村名	取組内容
静岡県	静岡市	<p>【津波避難ビル整備事業に対する助成制度の創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災を契機に、大規模地震等による津波災害から市民の生命を守るべく津波避難ビルを増やすため、平成 24 年 8 月に助成制度を創設</li> <li>・ 本来施設には不必要な設備 (外階段等) を地域住民の津波避難のために設置する民間事業者等に対し、地域住民の避難場所に相当する分の経費に対し補助</li> <li>・ 平成 24~28 年度の補助実績 ビル 14 か所 (外階段 11、屋上フェンス 13、屋上デッキ 10、誘導照明灯 7)</li> </ul>
三重県	津市	<p>【津波避難ビルの候補施設を一般募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市のホームページに「津波避難ビルの候補施設を募集について」を掲載し、津波避難ビルの要件に該当するビルを一般募集 (平成 23 年 6 月開始)</li> <li>・ 市内の津波避難ビル 88 施設のうち 15 施設 (17.0%) が応募による。</li> <li>・ 同市は、「応募に対するインセンティブの付与については特に考慮していないが、『過去に応募があった事業者から、地域貢献の一環として応募した。』との話を聞いたことがある。」としている。</li> </ul>

資料 31 津波緊急避難場所の指定状況

(単位：市町村、か所)

県別 [市町村数]	指定している市町村数	種類別指定か所数					指定していない市町村数
		津波避難場所	津波避難タワー	津波避難マウンド	津波避難ビル	計	
愛知県 [27]	21	574	1	1	1,160	1,736	6
静岡県 [21]	20	378	103	16	1,250	1,747	1
三重県 [19]	19	1,222	12	1	359	1,594	0
計 [67]	60	2,174	116	18	2,769	5,077	7

(注) 1 [ ] は、調査対象市町村数

2 種類別指定か所数は、災害対策基本法第 49 条の 4 第 1 項に基づく指定緊急避難場所以外に、市町村が津波の緊急避難場所として指定している箇所を含む。

(3) 円滑な津波避難のための標識等の充実

資料 32 「防災基本計画」(平成 29 年 4 月修正。中央防災会議) 第 4 編第 1 章第 3 節 2(1) <抜粋>

第 4 編 津波災害対策編

第 1 章 災害予防 (略)

第 3 節 国民の防災活動の促進 (略)

2 防災知識の普及, 訓練

(1) 防災知識の普及

(略)

- 国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。

資料 33 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」第 2 章の 2.10 <抜粋>

第 2 章 市町村における津波避難計画策定指針

2.10 その他の留意点 <観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、災害時要援護者の避難対策>  
(略)

- 1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策については、次の点に留意しながら策定する必要がある。

(略)


(4) 緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置

観光客等（観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者など）の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波浸水想定区域・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。なお、緊急避難場所等については、可能な範囲で J I S ・ I S O 化された津波に関する統一標識の図記号を用いることとする。

また、逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の津波避難ビル指定・設定及びその表示等も必要である。

資料 34 津波避難場所標識の設置状況（津波避難場所を指定している 47 市町村）

（単位：市町村、％）

(例)	県別 [市町村数]	設置	未設置
	愛知県 [18]	4 (22.2)	14 (77.8)
	静岡県 [12]	8 (66.7)	4 (33.3)
	三重県 [17]	15 (88.2)	2 (11.8)
	計 [47]	27 (57.4)	20 (42.6)


(注) 1 図記号は、「津波に関する統一標識」(平成 21 年 3 月 23 日 消防庁)及び「津波避難誘導標識システムの JIS を制定-緊急時にもわかりやすい一連の避難標識設置に向けて-」(平成 26 年 9 月 22 日 経済産業省)による。

2 [ ] は、津波避難場所を指定している市町村数

3 ( ) は、津波避難場所を指定している市町村数に対する割合

資料 35 津波避難ビル標識の設置状況（津波避難ビルを指定している 47 市町村）

（単位：市町村、％）

(例)	県別 [市町村数]	設置	未設置
	愛知県 [12]	9 (75.0)	3 (25.0)
	静岡県 [20]	17 (85.0)	3 (15.0)
	三重県 [15]	11 (73.3)	4 (26.7)
	計 [47]	37 (78.7)	10 (21.3)

(注) 1 図記号は、「津波に関する統一標識」(平成 21 年 3 月 23 日 消防庁)による。

2 [ ] は、津波避難ビルを指定している市町村数

3 ( ) は、津波避難ビルを指定している市町村数に対する割合

資料 36 現地調査結果（津波避難ビル標識等の設置例）

- 外部から目立つ位置に津波避難ビル標識を設置し、同標識に避難階の海拔（3 階海拔 11m）を記載している例（静岡県静岡市）



○ 複数ある出入口に津波避難ビルの位置が分かるよう案内図を設置している例（名古屋市）

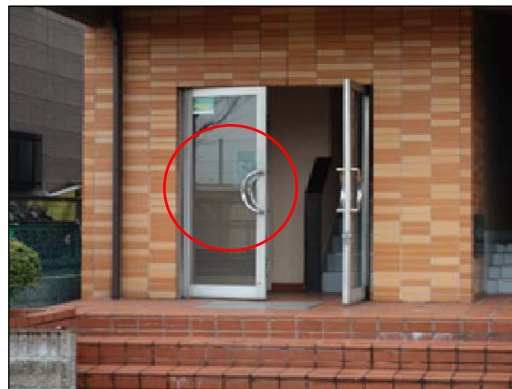
- ・ 学校の敷地内の特定の校舎を津波避難ビルに指定しているため、複数ある出入口の全てに津波避難ビルの位置が分かるよう案内図を設置
- ・ 名古屋市立の小中学校に対して、教育委員会と連携して案内図等の整備を推進  
(平成 24 年度～26 年度に実施)



○ 外部から分かりづらい位置に標識が設置されている例

現地の状況

ビルのエントランス内に標示が設置されているため、外部から分かりづらい。



津波避難ビルと海拔の標識が外壁に固定されておらず、ビルの扉の内側に立てかけられた状態となっており視認性が悪い（現在は移設済み）。



避難ビルの非常階段出入口に標示がなく、2階に階段を上って初めて標示が確認できる。



資料 37 津波避難情報標識の設置状況（調査対象 67 市町村）

（単位：市町村、％）

（例）	県別 [市町村数]	設置	未設置
	愛知県 [27]	2 ( 7.4)	25 (92.6)
	静岡県 [21]	8 (38.1)	13 (61.9)
	三重県 [19]	7 (36.8)	12 (63.2)
	計 [67]	17 (25.4)	50 (74.6)

（注）1 [ ] は、調査対象市町村数

2 図記号は、「津波避難誘導標識システムの JIS を制定-緊急時にもわかりやすい一連の避難標識設置に向けて-」（平成 26 年 9 月 22 日 経済産業省）による。

3 ( ) は、調査対象市町村数に対する割合

資料 38 現地調査結果〔津波避難情報標識（これに類する案内図等を含む。）の設置例〕

○ 観光客等の来訪者のために、緊急避難場所までの各種案内を行っている例（三重県鳥羽市）

- 観光客等の来訪者が利用するとみられるバスセンターの出入口付近に津波避難に関する各種情報を案内する掲示物が設置されており、避難経路途中の避難標識の位置、ピクトグラムの説明、経路途中に存在する交差点付近の写真が表示されているため、初めて当地を訪れた観光客にも分かりやすいものとなっている。



- これについて鳥羽市は、三重県が平成 28 年 1 月に伊勢志摩サミットの開催に向け、宿泊施設などの観光関連事業者における地震・津波対策を推進するために作成した「宿泊施設のための地震・津波避難対策マニュアル」及び「津波避難マップ」の雛形を活用し、28 年 1 月及び 3 月に観光関連事業者を対象に防災研修会を実施して「津波避難マップ」の説明等を行ったとしている。
- また、「津波避難マップ」は、観光関連事業者の要望に応じて同市も協働で作成に当たっており、現在同市内 15 施設（同市と観光関連事業者が協働で作成した「津波避難マップ」作成施設数であり、観光関連事業者が独自に作成している数については不明である。）について取組が実施されている。

○ 標識の標示内容に改善を要すると認められる例

現地の状況	
<p>掲載内容が古く、津波緊急避難場所に関する情報が掲載されていない。</p>	
<p>指定を解除された津波避難ビルが標示されている</p>	
<p>標示されている広域避難場所のピクトからは、津波の避難先が分からない。</p>	

資料 39 避難誘導標識の設置状況（津波緊急避難場所を指定している 60 市町村）

（単位：市町村、％）

(例)	県別 [市町村数]	設置	未設置
		愛知県 [21]	5 (23.8)
	静岡県 [20]	14 (70.0)	6 (30.0)
	三重県 [19]	13 (68.4)	6 (31.6)
	計 [60]	32 (53.3)	28 (46.7)

(注) 1 図記号は、「津波避難誘導標識システムの JIS を制定—緊急時にもわかりやすい—連の避難標識設置に向けて—」(平成 26 年 9 月 22 日 経済産業省)による。

2 [ ] は、津波緊急避難場所を指定している市町村数

3 ( ) は、津波緊急避難場所を指定している市町村数に対する割合

資料 40 現地調査結果（避難誘導標識の設置例）

○ 避難誘導標識が小さく分かりづらい位置に設置されている例

<p>避難誘導標識が小さく、電柱に隠れて道路側から確認しづらい。</p>	
--------------------------------------	--



### 3 夜間における津波避難対策の推進

#### (1) 津波避難標識の夜間対策

資料 41 「防災基本計画」第 4 編第 1 章第 3 節 2(3) <抜粋>

<p><b>第 4 編 津波災害対策編</b></p> <p>第 1 章 災害予防 (略)</p> <p>第 3 節 国民の防災活動の促進 (略)</p> <p>2 防災知識の普及, 訓練</p> <p>(3) 津波避難に係る標識等の充実</p> <p>(略)</p> <p>○ 国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。</p>
--

資料 42 津波避難標識を設置している市町村における、標識の夜間視認性確保対策の実施状況

(単位：市町村、%)

標識の種別	県 別	標識を設置している市町村数	夜間視認性確保対策の実施状況	
			実施	未実施
津波避難場所標識	愛知県	4	2 (50.0)	2 (50.0)
	静岡県	8	2 (25.0)	6 (75.0)
	三重県	15	6 (40.0)	9 (60.0)
	計	27	10 (37.0)	17 (63.0)
津波避難ビル標識	愛知県	9	4 (44.4)	5 (55.6)
	静岡県	17	5 (29.4)	12 (70.6)
	三重県	11	4 (36.4)	7 (63.6)
	計	37	13 (35.1)	24 (64.9)
津波避難誘導標識	愛知県	5	2 (40.0)	3 (60.0)
	静岡県	14	8 (57.1)	6 (42.9)
	三重県	13	6 (46.2)	7 (53.8)
	計	32	16 (50.0)	16 (50.0)

(注) 1 市町村における津波避難標識の設置状況は、2-(3) 参照

2 ( ) は、標識を設置している市町村数に対する割合

資料 43 標識の夜間視認性確保対策の実施内容と対策実施箇所数

標識種別	市町村	夜間視認性対策の実施状況					
		該当する対策				対策の概要	対策実施 か所数 / 標識数
		蓄光	太陽光	反射材	その他		
津波避難場所標識	A m		○			ソーラーパネル	全 61 / 61
	B a			○		再帰性反射の使用	2 / 44
	B l	○		○		蓄光又は反射板の使用	全 60 / 60
	C b	○				蓄光素材の使用	12 / 37
	C i			○		反射素材の使用	全 4 / 4
	C k	○				高輝度蓄光式標識	9 / 12
津波避難ビル標識	A b		○		○	太陽光発電の LED 発光対策	11 / 12
	A i			○		反射板の使用	全 19 / 19
	A x	○				蓄光シートへ UV 印刷	全 2 / 2
	B c	○				蓄光式標識を設置	全 200 / 200
	B f		○			ソーラー式照明の設置	2 / 50
	B g	○				蓄光塗料の使用	全 32 / 32
	B l	○		○		蓄光又は反射材の使用	全 3 / 3
C g	○				蓄光シート	全 88 / 88	
津波避難誘導標識	A j			○		反射板の使用	全 70 / 70
	A A	○				蓄光素材の使用	全 13 / 13
	B a				○	LED 照明	2 / 18
	B c	○				蓄光式標識を設置	全 171 / 171
	B h	○				蓄光シート	全 34 / 34
	B k	○	○		○	蓄光材の使用、太陽光 LED による照明	全 13 / 13
	B l	○				蓄光材の使用	全 10 / 10
	B e	○				蓄光材の使用	全 9 / 9
	C j				○	照明灯の設置	23 / 31
	C k	○				高輝度蓄光式標識	55 / 231
	C p		○			太陽電池式避難誘導標識	10 / 15
C r	○				蓄光材の使用	全 1 / 1	

(2) 津波緊急避難場所（津波避難ビルを除く。）の夜間利用対策

資料 44 津波緊急避難場所の夜間照明設備（停電対策）の整備状況

（単位：か所、％）

		愛知県	静岡県	三重県	計	
津波緊急避難場所数		576	497	1,235	2,308	
	津波一時避難場所	574	378	1,222	2,174	
	津波避難タワー	1	103	12	116	
	津波避難マウンド	1	16	1	18	
夜間照明設備あり		299 (51.9)	218 (43.9)	944 (76.4)	1,461 (63.3)	
	津波一時避難場所	297	119	931	1,347	
	津波避難タワー	1	87	12	100	
	津波避難マウンド	1	12	1	14	
停電 対策 の 状 況	i 停電対策を講じている	47 [15.7]	128 [58.7]	455 [48.2]	630 [43.1]	
		津波一時避難場所	46	34	444	524
		津波避難タワー	1	82	10	93
		津波避難マウンド	0	12	1	13
	ii 停電対策を講じていない又は不明	252 [84.3]	90 [41.3]	489 [51.8]	831 [56.9]	
		津波一時避難場所	251	85	487	823
		津波避難タワー	0	5	2	7
		津波避難マウンド	1	0	0	1
夜間照明設備なし又は不明		277 (48.1)	279 (56.1)	291 (23.6)	847 (36.7)	

(注) 1 ( ) は、津波緊急避難場所数に対する割合

2 [ ] は、夜間照明設備を備えているか所数に対する割合

資料 45 夜間照明対策（停電対策）の実施例（調査結果報告書記載例以外）

県別	市町村名	対策の内容
静岡県	松崎町	<p>町が山の斜面や畑等を整地し避難場所として整備する際に、停電対策（ソーラー式 LED 街灯、蓄電式 LED 街灯の設置）を実施（平成 24 年度頃）</p> <p>停電対策が講じられている避難場所は、広場や空き地等のオープンスペースやお寺等であり、具体的な場所と対策は以下のとおり。</p> <p>① 「円通寺」：蓄電式 LED 街灯</p> <p>② 「牛原山遊歩道」の入口付近：ソーラー式 LED 街灯</p> <p>③ 「江奈沢奥」（現在広場を整備中）：ソーラー式 LED 街灯</p> <p>④ 「官舎裏避難地」（元々畑で地域と町が整備）：ソーラー式 LED 街灯</p> <p>⑤ 「老釜」（住宅裏の山の斜面を平地にし、階段を設置）：ソーラー式 LED 街灯</p> <p>⑥ 「相生堂跡地」の道路入口付近：蓄電式 LED 街灯</p> <p>⑦ 「向山コミュニティ広場」：蓄電式 LED 街灯</p> <p>⑧ 「消防団詰所」：蓄電式 LED 街灯</p>

資料 46 津波緊急避難場所のうち、出入口扉が設置されており、施錠されている施設の状況

(単位：か所、%)

		愛知県	静岡県	三重県	計
出入口扉が設置されており、施錠されている施設数		189	78	483	750
津波一時避難場所		188	36	474	698
津波避難タワー		1	42	9	52
津波避難マウンド		0	0	0	0
休日・夜間の 解錠方法	i 解錠方法を決めている	165 (87.3)	77 (98.7)	355 (73.5)	597 (79.6)
	津波一時避難場所	164	35	346	545
	津波避難タワー	1	42	9	52
	津波避難マウンド				
	ii 解錠方法を決めていない	12 (6.3)	0 (0.0)	79 (16.4)	91 (12.1)
	津波一時避難場所	12	0	79	91
	津波避難タワー	0	0	0	0
	津波避難マウンド				
	iii 解錠方法の取決めの有無が不明	12 (6.3)	1 (1.3)	49 (10.1)	62 (8.3)
	津波一時避難場所	12	1	49	62
	津波避難タワー	0	0	0	0
	津波避難マウンド				

(注) ( ) は、出入口扉が設置されており施錠されている施設数に対する割合

資料 47 休日・夜間の解錠方法を決めている津波緊急避難場所を有する市町村における、地域住民への解錠方法の周知状況

(単位：市町村、%)

	愛知県 [12]	静岡県 [11]	三重県 [10]	計 [33]
周知している	5 (41.7)	7 (63.6)	6 (60.0)	18 (54.5)
周知していない	7 (58.3)	4 (36.4)	4 (40.0)	15 (45.5)

(注) 1 [ ] は、休日・夜間の解錠方法を決めている津波緊急避難場所を有する市町村数

2 ( ) は、上記 1 の市町村数に対する割合

(3) 夜間等の津波避難訓練の実施

資料 48 「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」第2章の2.9<抜粋>

第2章 市町村における津波避難計画策定指針

2.9 避難訓練

訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。津波避難訓練の実施にあたっては、次の点に留意しながら実施する必要がある。

(1) 避難訓練の実施体制、参加者

・実施体制

住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防本部、消防団、水防団に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

・参加者

住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討する。

(2) 訓練の内容等

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める必要がある。

また、実施時期についても、夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるよう避難体制等を確立する必要がある。

資料 49 訓練の内容別にみた津波避難訓練の実施状況（平成27年度～28年11月末）

（単位：市町村、％）

区 分		津波避難訓練	夜間の避難を想定した訓練	観光客の避難を想定した訓練
愛知県 [27]	実 施	16 (59.3)	2 (7.4)	3 (11.1)
	未実施	11 (40.7)	25 (92.6)	24 (88.9)
静岡県 [21]	実 施	21 (100)	5 (23.8)	3 (14.3)
	未実施	0 (0.0)	16 (76.2)	18 (85.7)
三重県 [19]	実 施	18 (94.7)	5 (26.3)	4 (21.1)
	未実施	1 (5.3)	14 (73.7)	15 (78.9)
計 [67]	実 施	55 (82.1)	12 (17.9)	10 (14.9)
	未実施	12 (17.9)	55 (82.1)	57 (85.1)

(注) 1 [ ] は、調査対象市町村数

2 ( ) は、調査対象市町村数に対する割合

4 避難行動要支援者に対する津波対策  
 (1) 在宅の避難行動要支援者の津波避難対策の推進

資料 50 災害対策基本法 第 49 条の 10、第 49 条の 11<抜粋>

**第 3 節 避難行動要支援者名簿の作成等**  
 (避難行動要支援者名簿の作成)  
 第 49 条の 10  
 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。  
 (略)  
 (名簿情報の利用及び提供)  
 第 49 条の 11  
 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員に定める民生委員、社会福祉法規定する社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。(略)

(注) 避難行動要支援者名簿の作成方法には、以下の種類がある。

種 別	説 明
①関係機関共有方式	個人情報保護条例上の保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可とする規定を活用し、本人同意なしに福祉部局が保有する情報で名簿を作成し、関係部局等間で共有
②手上げ方式	制度趣旨に賛同して、自ら名簿への登載を希望した者のみについて、名簿を作成
③同意方式	関係部局が本人に直接に働きかけ、本人の同意を得て情報を収集し、名簿を作成

資料 51 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成 25 年 8 月 内閣府) 第 II 部第 4、第 5<抜粋>

第 II 部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項  
 第 4 個別計画の策定  
 ○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら、個別計画を策定することが望まれる。  
 (略)  
 第 5 避難行動支援に係る共助力の向上  
 5 防災訓練  
 ○ 防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切である。  
 (略)

資料 52 避難行動要支援者名簿の作成状況

(単位：市町村、%)

県別 [市町村数]	作成済	未作成
愛知県 [27]	23 ( 85.2)	4 (14.8)
静岡県 [21]	21 (100.0)	0 ( 0.0)
三重県 [19]	19 (100.0)	0 ( 0.0)
計 [67]	63 ( 94.0)	4 ( 6.0)

(注) 1 [ ] は、調査対象市町村数  
 2 ( ) 内は、各県別の調査対象市町村数に対する割合  
 3 未作成の愛知県内の 4 市町村は、いずれも平成 29 年度までに作成する予定

資料 53 平常時における避難支援等関係者への名簿情報の提供状況

(単位：市町村、%)

県別 [市町村数]	実施	未実施
愛知県 [27]	20 (74.1)	7 (25.9)
静岡県 [21]	19 (90.5)	2 (9.5)
三重県 [19]	9 (47.4)	10 (52.6)
計 [67]	48 (71.6)	19 (28.4)

- (注) 1 ( ) 内は、調査対象市町村数に対する割合  
 2 67 市町村の中には、避難行動要支援者名簿を作成していない市町村も含まれる。

資料 54 津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（津市条例第 31 号）の制定（補足説明）

<p>○ 避難行動要支援者名簿の情報を平時において避難支援等関係者に提供するためには、本人の同意を得る必要があるが、津市では、実効性のある避難支援対策を講ずるため、本人から名簿情報提供に係る拒否の意思表示がない限り、平常時から名簿情報の提供を可能とする条例を、平成 27 年 7 月に制定し、支援体制の構築に活用している。</p> <p>○ 同市は、避難行動要支援者（H28.12.現在：17,865 人）に対し「避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」を送付。情報提供を拒む機会を設け、2 種類の名簿を作成（通称：「逆手上げ方式」又は「手下げ方式」）</p> <p>① 拒否の申出がない者：平常時から情報提供可能な者の名簿</p> <p>② 拒否の申出者：災害時のみ開封し活用する名簿</p> <p>○ ①の名簿への搭載率は 96.6%（①該当者 17,251 人／17,865 人）であり、支援体制の構築に寄与</p>
<p>○ 条例（抜粋）                  （名簿情報の提供）</p> <p>第 3 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、津市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 避難行動要支援者が当該名簿情報の提供に関し、規則で定めるところにより拒否の申出をしていない場合</p> <p>(2) 前号の拒否の申出をした場合であっても、津市防災会議において、避難支援等の実施のために名簿情報の提供が必要であると認める場合</p> <p>(3) 第 1 号の拒否の申出をした場合であっても、津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、市長が避難支援等の実施を支援するために名簿情報の提供が必要であると認める場合</p>

資料 55 避難支援等関係者への名簿情報提供にあたり同意を得るための取組例（調査結果報告書記載例以外）

<p>&lt;愛知県知多市&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等については、新規登録時及び年に一度行っている民生委員による生活状況調査において、地区担当民生委員を通じて名簿情報提供の同意を確認。</li> <li>障害者については、手帳交付の都度、福祉課窓口において同意を確認</li> </ul>
--

資料 56 個別計画の作成状況

(単位：市町村、%)

県別 [市町村数]		作成		未作成
		名簿情報を提供した 全要支援者分を作成	左の一部要支援者分 について作成	
愛知県 [27]	6 (22.2)	1	5	21 (77.8)
静岡県 [21]	15 (71.4)	3	12	6 (28.6)
三重県 [19]	6 (31.6)	0	6	13 (68.4)
計 [67]	27 (40.3)	4	23	40 (59.7)

- (注) 1 ( ) 内は、調査対象市町村数に対する割合  
 2 67 市町村の中には、避難行動要支援者名簿を作成していない市町村も含まれる。

資料 57 個別計画の策定にあたり具体的な支援方法を検討している取組例

<p>〈愛知県東海市〉</p> <p>自主防災組織（自治会等）と民生委員が避難行動要支援者宅を訪問、記載内容等について検討の上、個別計画を策定</p> <p>（個別計画の記載内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難行動要支援者の基礎情報（氏名、連絡先等）</li> <li>② 避難支援者情報</li> <li>③ 情報伝達（注意すべき点）</li> <li>④ 避難場所等情報（位置、経路、移動の際に注意すべき事項等）</li> <li>⑤ 普段いる部屋や寝室の位置、不在の時の目印・避難済みの目印等</li> </ol>
---

資料 58 自治会全体で避難行動要支援者の避難支援等を実施する取組例（名古屋市名東区）（補足説明）

<p>（背景）</p> <p>市は平成 18 年から地域住民相互で安否確認・避難誘導する「助け合いの仕組みづくり」を推進。しかし、地域に浸透しておらず、実施している自治会や学区などの拡大が進んでいなかった。</p> <p>そこで、名東区は、災対法改正を機に、従来の「助け合いの仕組みづくり」が地域へ浸透しない原因を追求。災害時に地域住民による共助が実際に機能するためには、日ごろからの地域のつながりが大切という発想のもと、「めいとう総合見守り支援事業（以下、「見守り支援事業」という。）」を創設。</p>
<p>（現状）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市では、<u>災対法に基づく要支援者名簿の作成</u>と<u>地域への情報提供</u>は行うが、それ以降の支援組織の構築や情報共有、救援計画の策定（個別計画のこと）、要支援者マップの作成は全て地域の自主性（任意）に任せられている。</li> <li>・ 特に救援計画の策定は、国のガイドラインで現実的かつ具体的な内容が示されておらず、防災の知識も必要、また複数の支援者の確保を求めるなど、策定は困難を極める。</li> <li>・ そこで、個人の支援者ではなく、自治会内で助かった人が要支援者の救助に向かう「<u>エリア支援計画</u>」というシステムを考案</li> <li>・ 地域のつながりが何より重要となってくるため、日ごろの高齢者等の孤立支援ともリンクさせ、「ひごろ」も「いざ」という時も活用できる支援事業を展開中。モデル地区から広めていき、28 年度末現在、区内の全 18 学区で実施される予定</li> </ul>

資料 59 市町村主催による避難行動要支援者等を対象とした避難訓練の実施状況

（単位：市町村、％）

県別 [市町村数]	実施	未実施
愛知県 [27]	7 (25.9)	20 (74.1)
静岡県 [21]	11 (52.4)	10 (47.6)
三重県 [19]	11 (57.9)	8 (42.1)
計 [67]	29 (43.3)	38 (56.7)

（注）（ ）内は、調査対象市町村数に対する割合

資料 60 避難行動要支援者等を対象とした避難訓練の内容（避難訓練を実施している 29 市町村）

（単位：市町村）

県別 [訓練実施市町村数]	情報伝達訓練		避難経路確認訓練		移動を補助する器具の使用訓練	
	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
愛知県 [ 7 ]	4	3	6	1	7	0
静岡県 [11]	7	4	9	2	4	7
三重県 [11]	8	3	10	1	7	4
計 [29]	19	10	25	4	18	11



資料 61 避難行動要支援者等を対象とした避難訓練の実施例（静岡県吉田町）（補足説明）

① 目的	避難行動要支援者と共同して訓練を実施することにより、相互の理解を深めるとともに、必要な知識の習得と能力の向上に努める。また、課題について整理する。
② 日時	平成 29 年 3 月 12 日（日） 午前 9 時～10 時
③ 場所	津波避難タワー D（吉田町住吉 3484-1 地先 東浜公会堂東側）
④ 重点項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相互理解（地域での関係づくり）</li> <li>(2) 避難支援に必要な知識の習得と能力の向上</li> <li>(3) 避難支援について課題の抽出と整理</li> </ol>
⑤ 訓練スケジュール	<p>9 時～ 避難行動要支援者との避難支援訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬送訓練の実施（約 50 分）</li> <li>※ 消防署員の指導による搬送法の訓練を実施</li> <li>・ 避難行動要支援者への理解（約 10 分）</li> <li>※ 吉田特別支援学校保護者の皆さまの話</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">避難行動要支援者と言っても、その症状や特性は様々であり、災害時に必要な支援を的確に実施するには、それぞれの特徴を知っておくことが大切 また、支援を受ける側、支援をする側の相互理解と関係づくりが必要不可欠</p> <p>10 時～ 訓練終了</p>
⑥ 訓練参加者	静岡県立吉田特別支援学校生徒、吉田町地域防災指導員、東浜自主防災会、民生委員・児童委員、静岡市吉田消防署、牧之原警察署、吉田町

資料 62 避難行動要支援者等を対象とした避難訓練の実施例（調査結果報告書記載例以外）

県別	市町村名	訓練実施内容
静岡県	牧之原市	市の防災訓練の打合せに民生委員の出席を求め、避難行動要支援者等の確認、避難方法などについて打合せを行った上、防災訓練の実施に併せ、①避難支援等関係者が要配慮者等宅を訪問し、安否確認、②避難誘導、③情報伝達訓練を実施
	富士市	市が実施する津波避難訓練において、移動を補助する器具（リヤカー）を使用した避難行動要支援者を対象とした訓練を実施

(2) 社会福祉施設入居者の津波避難対策の推進

資料 63 調査対象 67 市町村の津波浸水想定区域内に所在する社会福祉施設の状況

(単位：施設、%)

県別	老人福祉施設数		障害者福祉施設		計	
		浸水想定区域内に所在		浸水想定区域内に所在		浸水想定区域内に所在
愛知県	1,204 (100.0)	267 (22.2)	634 (100.0)	147 (23.2)	1,838 (100.0)	414 (22.5)
静岡県	724 (100.0)	59 (8.1)	311 (100.0)	19 (6.1)	1,035 (100.0)	78 (7.5)
三重県	545 (100.0)	150 (27.5)	106 (100.0)	17 (16.0)	651 (100.0)	167 (25.7)
計	2,473 (100.0)	476 (19.2)	1,051 (100.0)	183 (17.4)	3,524 (100.0)	659 (18.7)

(注)1 本調査結果は、当局の集計に基づき作成。

2 ( )内は、老人福祉施設数及び障害者福祉施設数に対し、津波浸水想定区域内に所在する施設数の割合

資料 64 津波浸水想定区域内に所在する社会福祉施設の把握状況

(単位：市町村、%)

県別 [市町村数]	把握	未把握
愛知県 [27]	22 (81.5)	5 (18.5)
静岡県 [21]	20 (95.2)	1 (4.8)
三重県 [19]	17 (89.5)	2 (10.5)
計 [67]	59 (88.1)	8 (11.9)

(注)1 [ ]は、調査対象市町村数

2 ( )内は、調査対象市町村数に対する割合

3 静岡県内の未把握の1市町村は、公設施設は把握しているが民間施設は把握していない。

資料 65 社会福祉施設と地域住民等の連携による避難支援の取組の実施状況

(単位：市町村、%)

県別 [市町村数]	実施	未実施
愛知県 [27]	3 (11.1)	24 (88.9)
静岡県 [21]	10 (47.6)	11 (52.4)
三重県 [19]	9 (47.4)	10 (52.6)
計 [67]	22 (32.8)	45 (67.2)

(注)1 [ ]は、調査対象市町村数

2 ( )内は、調査対象市町村数に対する割合

資料 66 社会福祉施設と地域住民等の連携による避難支援の取組例 (調査結果報告書記載例以外)

県別	市町村名	取組状況等
静岡県	静岡市	市内のある地区において、津波避難ビルに指定されている社会福祉施設から、施設が所在する地区の自治会長に対し、 <u>地域住民が当該ビルに避難する際、施設入居者の避難を補助してほしいと依頼</u> これを契機に、地区住民が、施設入所者の上階への避難を助ける訓練を開始
静岡県	東伊豆町	<u>白田区自主防災会と介護事業所が合同</u> で、津波避難訓練を実施 訓練では、介護事業所が <u>車いすの操作方法、施設からの移動方法</u> 等について、学生や消防団を含む地域住民に指導
三重県	熊野市	市の <u>民生委員児童委員協議会と身体障害者(児)福祉連合会が合同</u> で、防災訓練と交流会を実施(平成28年10月) 100人が参加し、 <u>付近の高台まで車いすを押し、付き添って誘導</u> する避難訓練を実施